

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成26年10月15日

水 曜 日

第 3825 号

目 次

告 示

○特定猟具使用禁止区域の指定	1
○特定猟具使用禁止区域の指定についての一部改正	2
○休猟区の指定	3
○特例休猟区の指定	
○保安林の指定予定	4
○地籍調査の成果の認証	5
○道路の区域変更	6
○道路の供用開始	7
○富山県民会館条例施行規則附則第 2 項の知事が定める日	8

告 示

富山県告示第430号

特定猟具使用禁止区域の指定について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により公示し、平成26年11月1日から施行する。

平成26年10月15日

富山県知事 石 井 隆 一

名称	区域	存続期間	禁止に係る特定 猟具の種類
水橋特定猟具使用禁止区域	別紙図面に表示する区域	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで	銃器
小矢部川特定猟具使用禁止区域	同上	同上	同上

（「別紙図面」は、省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林

振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。）

(自然保護課)

富山県告示第431号

特定猟具使用禁止区域の指定についての一部改正について

特定猟具使用禁止区域の指定について（平成24年11月12日告示第 458号）の一部を次のように改正し、平成26年11月1日から施行する。

平成26年10月15日

富山県知事 石 井 隆 一

表中

「

名称	区域	存続期間	禁止に係る特定 猟具の種類
小矢部川特定猟具使用 禁止区域	別紙図面に表示 する区域	平成24年11月15日から 平成34年11月14日まで	銃器
富山特定猟具使用禁止 区域	同上	同上	同上

」

を

「

名称	区域	存続期間	禁止に係る特定 猟具の種類
富山特定猟具使用禁止 区域	別紙図面に表示 する区域	平成24年11月15日から 平成34年11月14日まで	銃器

」

に改める。

(自然保護課)

富山県告示第432号

休猟区の指定について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により次のとおり休猟区を指定するので、同条第3項の規定により公示し、平成26年11月1日から施行する。

平成26年10月15日

富山県知事 石 井 隆 一

名称	区域	存続期間
高清水休猟区	別紙図面に表示する区域	平成26年11月1日から 平成29年10月31日まで
中田休猟区	同上	同上
埴生休猟区	同上	同上
東石黒休猟区	同上	同上

（「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。）

(自然保護課)

富山県告示第433号

特例休猟区の指定について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第1項の規定により、次のとおり特定鳥獣に関し、捕獲等を行うことができる区域を指定するので、同条第4項において準用する同法第34条第3項の規定により公示し、平成26年11月1日から施行する。

平成26年10月15日

富山県知事 石 井 隆 一

名称	区域	存続期間	特定鳥獣の 種類
高清水休猟区	別紙図面に表示 する区域	平成26年11月1日から 平成29年10月31日まで	イノシシ
中田休猟区	同上	同上	同上
埴生休猟区	同上	同上	同上
東石黒休猟区	同上	同上	同上

（「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。）

（自然保護課）

富山県告示第434号

保安林の指定予定について

次のとおり保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第 249号）第30条の2の規定により告示する。

平成26年10月15日

富山県知事 石 井 隆 一

1 保安林予定森林の所在場所

富山県下新川郡入善町神子沢2の1・3の1・4の1・5の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、6、7、8、17の1・18・19・20（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、21、47（次の図に示す部分に限る。）、48、49・50・51（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、52、53、65・66・67・68（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、69、70、71、72

2 指定の目的

潮害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県農林水産部森林政策課及び入善町役場に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第435号

地籍調査の成果の認証について

高岡市における地籍調査の成果は、国土調査法第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証した。

平成26年10月15日

富山県知事 石 井 隆 一

1 調査を行った者の名称

高岡市

2 調査を行った時期

高岡市能町中島地区(能町、宮中新、吉久一丁目、吉久二丁目の一部)

平成21年5月1日から

平成23年3月22日まで

高岡市広小路地区

平成21年5月1日から

平成24年3月15日まで

3 成果の名称

高岡市能町中島地区(能町、宮中新、吉久一丁目、吉久二丁目の一部)の地籍図及び地籍簿

高岡市広小路地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

高岡市能町中島地区(能町、宮中新、吉久一丁目、吉久二丁目の一部)

高岡市広小路地区

5 認証年月日

平成26年10月 2 日

富山県告示第436号

地籍調査の成果の認証について

立山町における地籍調査の成果は、国土調査法第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証した。

平成26年10月15日

富山県知事 石 井 隆 一

1 調査を行った者の名称

立山町

2 調査を行った時期

平成23年 4 月 1 日から

平成26年 3 月26日まで

3 成果の名称

立山町(大字前沢の一部)の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

立山町大字前沢の一部

5 認証年月日

平成26年10月 2 日

富山県告示第437号

道路の区域変更について

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次の

とおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において10月15日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成26年10月15日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 富山大沢野線	富山市中市一丁目7番3地 先から	変更前		最大 25.9 最小 12.2	403.0	富山土木 センター
	富山市中市二丁目33番4地 先まで	変更後		最大 25.9 最小 16.2	403.0	
県道 上滝山室線	富山市上滝字陳林割 173番 23から	変更前		最大 12.5 最小 4.4	103.1	富山土木 センター
	富山市上滝字陳林割 213番 4まで	変更後		最大 16.8 最小 10.0	102.6	

富山県告示第438号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において10月15日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成26年10月15日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
----------------	-----	---------	------

県道 上滝山室線	富山市上滝字陳林割 173番23から 富山市上滝字陳林割 213番4まで	平成26年10月15日	富山土木 センター
-------------	---	-------------	--------------

富山県告示第439号

富山県民会館条例施行規則附則第2項の知事が定める日について

富山県民会館条例施行規則（平成11年富山県規則第16号）附則第2項の知事が定める日は、平成27年3月15日とする。

平成26年10月15日

富山県知事 石 井 隆 一
(文化振興課)